

# 暴力団に關与のない旨等の誓約書兼同意書

私は、小林市が小林市暴力団排除条例（平成 23 年小林市条例第 25 号）に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することのないよう、①市が実施する入札に暴力団関係者は参加できない。②市と契約した場合、暴力団関係者と下請契約できない。①、②に従わない場合は、契約が解除され、違約金が科せられることを認識した上で、次の事項について誓約し役員等名簿を提出いたします。

なお、誓約に違反した場合、小林市が行う措置（契約解除、違約金の徴収、参加停止、指名停止及び資格取消など）について、一切の異議申立てを行いません。

- 1 小林市暴力団排除条例に定める暴力団関係者に該当しません。
- 2 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 13 条第 1 項から第 3 項の規定に違反していません。
- 3 上記 1 又は 2 に掲げる事由に該当するか否かの確認のため、役員等名簿を提出し、調査及び確認のため、小林市が小林警察署等関係行政機関に照会することについて同意します。
- 4 上記 1 又は 2 に掲げる事由に該当した場合、遅滞なく小林市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、速やかに是正いたします。
- 5 小林市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱（平成 19 年 8 月 15 日告示第 165 号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び上記 1 又は 2 に掲げる事由に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約の相手方としません。
- 6 暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、遅滞なく小林市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をします。

令和 年 月 日

小林市長 様

|          |  |           |  |
|----------|--|-----------|--|
| 区分<br>番号 |  | 申込<br>物品名 |  |
|----------|--|-----------|--|

|          |    |       |     |
|----------|----|-------|-----|
| 所在地又は住所  |    |       |     |
| 商号又は名称   |    |       |     |
| 氏名のフリガナ  |    |       |     |
| 代表者 職 氏名 |    | 印     |     |
| 代表者生年月日  | 性別 | 年 月 日 | 男 女 |

## 小林市暴力団排除条例(抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。  
(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 市が実施する入札に暴力団関係者を参加させないための必要な措置
- (2) 市と契約を締結した者に暴力団関係者と下請契約を締結させないための必要な措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

※「密接な関係」とは、例えば、暴力団関係者と飲食、遊戯等を共にするなどの交遊をしていることをいいますが、頻度等を個別具体的に検討して判断いたします。

## 小林市財務規則(抜粋)

(契約解除)

第123条 契約担当者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (5) 小林市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書(平成24年2月13日締結)第4条、第5条の規定に基づく、小林警察署からの回答、通報により第95条第5項に該当すると判明したとき。
- 3 市長は、第1項の規定により、契約を解除したときは、契約代金の100分の10以上に相当する額を契約者から違約金として徴収するものとする。

## 宮崎県暴力団排除条例(抜粋)

(利益の供与の禁止)

第13条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をすること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(契約時における措置等)

第14条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団関係者でないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、契約の相手方が暴力団関係者であることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約の相手方が暴力団関係者であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。